

給付型奨学金

専修学校(専門課程)在学中に、給付奨学金(家計急変)を希望する皆さんへ

沖縄独自の給付型奨学金募集要項 — 家計急変 —

目 次

知っておいてほしいポイント	1p
給付奨学金 ダイジェスト	2p
1. 沖縄独自の給付奨学金の概要	3p
2. 支給対象者の要件(申込資格と基準)	6p
3. 給付奨学生の採用	11p
4. 奨学金の交付から修了まで	11p
5. 給付奨学金の申込み等の手順	13p

・この冊子を読んで給付奨学金(家計急変)についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。



公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、財団）の給付型奨学金は、国費を財源として、意欲と能力のある若者が経済的理由により**専修学校専門課程(以下、専門学校)**への進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給することにより進学等を支援するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

奨学金支給開始後に学業成績などが基準を下回った場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

家計急変について

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば給付奨学金の支援対象となります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、3か月毎（提出した給与明細等の証明書が12か月以上となった後は、1年毎）に家計急変に該当する生計維持者の【給与明細+その他の所得があればその証明書】に基づき支援区分の見直しを行います。

対象となる学校

給付奨学金を利用できる専門学校は、令和2年度から**日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金制度**を利用できない専門学校です。

学校からの指示に従って申し込みましょう

奨学金の申し込みには、在学している専門学校の推薦が必要となるため、申し込み手続きは専門学校を通じて行います。専門学校からの指示に従って提出書類に間違いがないよう十分確認のうえ手続きを進めてください。

なお、専門学校からの推薦は、最新の学業成績の情報を確認した上で行われます。

給付奨学金案内 ダイジェスト

家計急変の申込み時期はいつですか？

通常、毎年秋に奨学生の募集を行います。家計急変の場合は通年で申込を受け付けています。なお、急変事由が発生したときからなるべく早い時期に申し込んで下さい。（詳細は3ページ）

支給される金額はいくらですか？

急変後の世帯の所得金額の見込みに基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により金額が定められます。（詳細は3ページ）

どのような人が支給対象となりますか

日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金制度を利用できない専門学校に在学している人が対象です。（詳細は4ページ）

対象となる分野・学科、申込資格（入学時期に関する要件や在留資格に関する要件）や家計（所得・資産）に係る基準及びその他の基準（資質・学力、人物・健康）に係る基準を満たす必要があります。（詳細は5、6ページ）

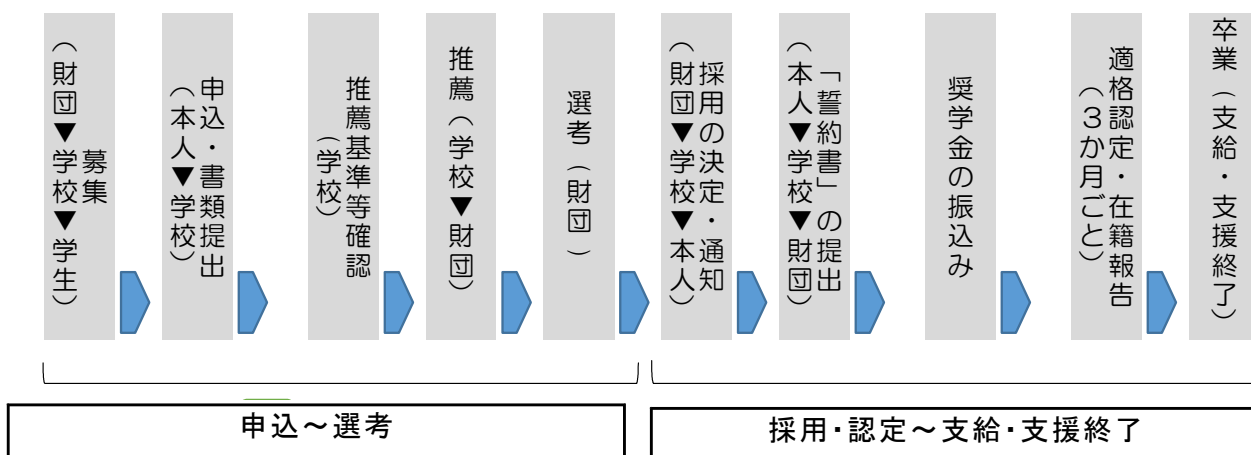
支援を受けられるかどうかは、誰の年収により決まるのですか？

あなたと生計維持者の収入や資産を確認して支援対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります。（詳細は9ページ）

申込にはそのような書類が必要ですか？

「給付奨学金確認書」、「給付奨学金申請書」（別途証明書類を含む）及び急変後の所得に関する書類等の提出が必要となります。（詳細は7ページ）

● 申込みから支給・支援終了までの流れ



沖縄独自の給付型奨学金制度

1. 沖縄独自の給付型奨学金の概要

(1) 制度の趣旨

本奨学金は、沖縄の子供たちが家庭の経済状況にかかわらず勉学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に在学した場合に経済的支援を行うことを目的とするものです。

(2) 募集時期

通常、毎年秋に奨学生の募集を行いますが、家計急変の場合は通年で申込を受け付けています。なお、家計急変の事由（詳細は7ページ）が発生したときからなるべく早い時期に申し込んで下さい。

(3) 給付方法・給付期間

給付方法	給付奨学生として採用決定後、誓約書の提出を確認し、原則として毎月1回本人名義の口座に振り込む（注1）
給付期間	支給開始時期は、年4回（7・10・12・3月）を予定しており、給付奨学生として採用決定後（初回給付のみ最大3か月遡って支給対象）から卒業する（修業年限の終期）まで

（注1）通信教育課程に在学する人は、（3）給付金額②通信教育課程を参照してください。

(4) 給付金額

① 一般の課程

日本学生支援機構（以下、JASSO）の給付奨学金受給の有無⁴⁾、世帯の所得金額に基づき定期的に見直される区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：詳細は8ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立、私立）及び通学形態（自宅通学、自宅外通学）により定まる下記の金額（月額）が決まります。

JASSO給付奨学金受給有無・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
JASSOの給付奨学金を受けていない人	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
JASSOの給付奨学金を受けている人	第Ⅰ区分	9,200円 (13,300円)	36,700円	8,300円 (12,500円)	35,800円
	第Ⅱ区分	0円 (2,200円)	14,500円	0円 (0円)	10,600円
	第Ⅲ区分	0円 (0円)	0円	0円 (0円)	0円



1) 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

- ※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。
- 2) 自宅通学とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者の単身赴任等は一時的に別居している場合も自宅扱いとなります）。
- 3) 自宅外通学とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が毎年度必要です。
 なお、自宅外通学の区分で支給を受けるためには、次のいずれかに該当している必要があります。
- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合
- 4) 令和元年度以前に決定された日本学生支援機構の給付型奨学金の支給額が令和2年度における沖縄独自の給付型奨学金の支給額に満たない場合、その差額分のみが支給されます。

② 通信教育課程

JASSOの給付奨学金受給の有無¹⁾、世帯の所得金額に基づく定期的に見直される区分（8ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

JASSO給付奨学金受給状況・世帯の所得金額に基づく区分		(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
JASSOの給付奨学金を受けていない人	第Ⅰ区分	51,000円
	第Ⅱ区分	34,000円
	第Ⅲ区分	17,000円
JASSOの給付奨学金を受けている人	第Ⅰ区分	1,000円
	第Ⅱ区分	0円
	第Ⅲ区分	0円



1) 令和元年度以前に決定された日本学生支援機構の給付型奨学金の支給額が令和2年度における沖縄独自の給付型奨学金の支給額に満たない場合、その差額分のみが支給されます。

(5) 給付奨学金の対象校

給付奨学金の対象校は、JASSOが行う給付奨学金新制度を利用できない専修学校(専門課程)の学校です(専修学校(高等課程・一般課程)や各種学校は対象外です)。ただし、正規の学生である場合に限りです。

なお、在学する専門学校が給付奨学金の対象校であるか不明の場合、財団へお問い合わせください。

(表内記号の意味・・・○：支給対象 ×：支給対象外)

学校種別・課程		給付採用
専修学校	専門課程	○(注1)
	通信教育課程	○(注1)
	高等課程・一般課程 【例】准看護課程(学科)等	×

(注1) 支給対象か否かが在学する専門学校ごとに異なります。

(6) 給付奨学金の対象となる分野・学科

給付奨学金の対象となるのは、専門学校において、主として観光分野又は情報通信分野を学ぶ学生としております。

なお、学科名が「観光学科」、「情報科」など直接、観光や情報通信の名称を用いている学科以外でも、専門学校卒業後の人生設計などを踏まえた場合に、当該学科が観光分野や情報関連分野に関連すると認められれば、対象となります。

例) 「観光分野」：語学関連、調理関連、美容関連、旅行関連など

「情報通信分野」：デジタルデザイン関連など

また、上記例)以外の医療や福祉及び芸能など、学科名が「観光学科」、「情報科」など直接、観光や情報通信の名称を用いている学科以外の分野を学ぶ学生の場合において、その学生が卒業後、これらの資格・技術を活かして、沖縄県の観光産業や情報通信産業の発展に貢献していくことの人生設計を提出「レポート」(所定様式参照)で確認・評価された場合には、関連する学科として対象としていきます。

(7) 他の奨学金・支援制度との併用

貸与型奨学金	日本学生支援機構の給付型奨学金	その他の奨学金・支援制度	以下の給付を受けている間は、給付奨学金の支給を停止します。
<p>以下のいずれも併用可能です。</p> <p>【本財団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与奨学金(無利子) <p>【日本学生支援機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種奨学金(無利子) ・第二種奨学金(有利子) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 	<p>併用可。</p> <p>ただし、令和元年度以前に決定された日本学生支援機構の給付型奨学金の支給額が令和2年度における沖縄独自の給付型奨学金の支給額に満たない場合、その差額分のみが支給されます。</p>	<p>沖縄独自の給付型奨学金は、その他の奨学金・支援制度との併用も可能です。</p> <p>※なお、実施主体によっては、他団体が実施する奨学金との併用を制限している場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練支援給付金 ・訓練延長給付 ・技能習得手当及び寄宿手当 ・職業訓練受給給付金 ・高等職業訓練促進給付金・職業転換給付金

2. 支給対象者の要件(申込資格と基準)

令和2年度に支給対象校に在学している人で、次の(1)から(3)のいずれも該当する人が支給対象となります。

(1) 申込資格

次の①及び②のいずれにも(②は日本国籍でない人に限る。)該当する人が支援対象となります。

① 入学時期等に関する要件

以下のA～Bのいずれかに該当する人が申し込みます。

A 沖縄県内に所在する高等学校等を初めて卒業(ただし、広域通信制高校の場合、卒業時に沖縄県内に住所を有する人)した日の属する年度の翌年度の末日から専門学校へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- ・平成30年3月に高等学校等を卒業 → 令和2年度末までに専門学校へ入学した人
- ・平成29年3月に高等学校等を卒業 → 令和元年度末までに専門学校へ入学した人
- ・平成28年3月に高等学校等を卒業 → 平成30年度末までに専門学校へ入学した人

B 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」という。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日(ただし、合格時に沖縄県内に住所を有する人)の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から専門学校へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- ・16歳となる平成26年度から5年を経過していない平成28年度に認定試験に合格し、令和元年度までに専門学校へ入学した人
- ・16歳となる平成21年度から5年以上経過した平成28年度に認定試験に合格し、令和元年度末までに専門学校へ入学した人(5年経過後の平成26年度、平成27年度に認定試験を受験していることが必要)

② 在留資格に関する要件

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在学する専門学校(又は出身校)へ提示の上、申込資格を満たしているか確認してください。

申込資格	在留資格(注1)
あり	法定特別永住者(注2)、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(注3)
なし	上記以外

(注1) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。

(注2) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。

(注3) 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限り申込資格があります。

(2) 家計に係る基準(収入基準・資産基準)

申込時の収入基準の審査には、あなたと生計維持者の最新の「市町村県民税所得証明書」の提出が必要です。さらに、家計急変に該当する生計維持者については、家計急変の事由に対応する証明書類等の提出が必要です。

① 家計急変の事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合、家計急変として申込みができます。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本(原本) ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・病気求職中であること の証明書（注3参照）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（注2 参照）の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

（注1）収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

（注2）下記の事由については、被災した場合(上表Dに該当する場合)を除いて、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（注4）参照）に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

（注3）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（財団の定める様式又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成及び押印を依頼してください。

（注4）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A（11）、1B（12）、2A（21）、2B（22）、2C（23）、3A（31）、3B（32）、3C（33）、3D（34）】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、給付奨学金の緊急支援の対象とはなりません。

1A（11）解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B（12）天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A（21）雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B（22）倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C（23）期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A（31）事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B（32）事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C（33）正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月以上）
3D（34）正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

② 収入基準
ア 支援区分の判定

支援区分	支給額算定基準額
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

- (注1) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額×6% - (調整控除額+調整額)★2 (100円未満切り捨て)
 ★1 市町村民税所得割が非課税相当の人は、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
 ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に3/4を乗じた額となります。
 (注2) 家計急変における「支給額算定基準額」は、後記イの算出方法により算出したA及びBの合計額となります。

イ 支給額算定基準額の算出方法

支給額算定基準額の算出方法	
A	家計急変の事由に該当する生計維持者については、支援開始から最初の3か月間の支給額算定基準額は0円とみなします(進学(進級)前に家計急変があった場合、家計急変の事由が事故・病気等であって、休職期間中に給与が発生している場合を除く)。それ以降は、事由発生後の収入から算出した年間所得見込額(※)と、提出する最新の「市町村民税所得証明書」に基づき支給額算定基準額を算出します。 ※例えば、事由発生後の給与明細3か月分の収入を4倍することにより年間所得の見込額を算出し、それと最新の「市町村民税所得証明書」を組み合わせることで算出します。
B	あなたと家計急変の事由に該当しない生計維持者については、最新の課税情報に基づき支給額算定基準額を算出します。

重要

市町村民税所得証明書には、以下の項目が記載されていることが必要です。
 1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額 4. 扶養親族の数
 5. 合計所得金額 6. 総所得金額等 7. 控除等に係る本人該当区分
 ※市区町村で上記7項目が記載された証明書の発行ができない場合は学校へ申し出て下さい。

③ 資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること(基準額以上の場合は、支給対象となりません)。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円
1人の場合	1,250万円

重要

対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象になりません。
また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。
※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

④ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	

II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）

III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。

IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても主に生計を維持しているどちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。

V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	

重要

- ① 生計維持者が1人(独立生計者を含む)である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- ② 社会的養護を必要とする人の場合には、そのことを証明する書類を提出してください。

(3) その他基準(資質・学力基準、人物・健康基準)**① 資質・学力基準**

修学意欲が高く、専門学校卒業後の人生設計(沖縄の経済社会への貢献など)を有していること。

在学する専門学校において、学びを継続していくための基礎的学力を有していること。ただし、学業成績が下表の「廃止」の区分に該当する人は、採用されません。

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数。次に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。(前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。) 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。 (前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。)

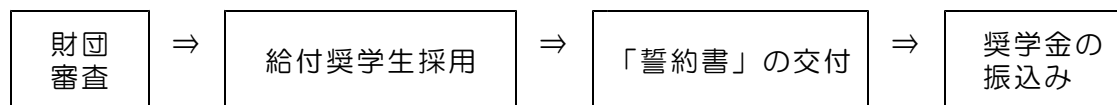
※「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

② 人物・健康基準

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、勉学の目的及び人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあり、修学に耐え得る者と認められること。

3. 給付奨学生の採用

給付奨学生の採用まで



採用後、「誓約書」は専門学校を通じて交付されます。「誓約書」に署名・押印の上、期限までに提出しなかった場合は採用が取り消されます。

4. 奨学金の交付から修了まで

(1) 口座振込による交付

奨学金は、給付奨学生本人名義の口座に振り込んで交付します。利用できる金融機関及び口座は次の表のとおりです。

奨学金の申込みまでに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【奨学金振込口座】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部除く）、農協、漁協	信託銀行、外資系銀行、新生銀行、ネットバンク（あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

(2) 「自宅外通学であることの証明書類」の提出【自宅外通学選択者のみ】

自宅外月額を支給を受ける者は、採用後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等のコピーを提出する必要があります。

(3) 「誓約書」の提出

採用後、給付奨学生本人が受ける給付奨学金の支給の条件等を確認するために作成します。在学期間が指示した期日までに必ず提出してください。

(4) 振込開始時期

振込開始時期は財団への「誓約書」等の必要書類が提出された時期により異なります。

(5) 適格認定

① 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、3か月毎（提出した給与明細等の証明書が12か月分以上となった後は、1年毎）に、財団が、家計急変に該当する生計維持者の〔給与明細＋その他所得があればその証明書〕（家計急変日の翌月から3か月分）に基づき、家計に係る基準（8ページ）による支援区分の見直しを行います。

また、1年毎に、あなたが報告した資産額に基づき支給対象となるかの判定を行います。

- 1) 確認の結果、4か月目分から3か月毎に奨学金の支給額が変わることがあります。
- 2) 申込者は上記の期間ごとに「家計急変現況届」及び添付書類の提出が必要です。

② 適格認定（学業）

在学する学校より、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が財団へ報告されます。

次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- 1) 退学・停学（3か月以上）の処分を受けた場合
- 2) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- 3) 修得単位数が標準の5割以下の場合
- 4) 出席率が5割以下など、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合

次のいずれかの場合し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

- 1) 修得単位数が標準の6割以下の場合
- 2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（次のア、イに該当する場合を除く）
 - ア 専門学校における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合
 - イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
- 3) 出席率が8割以下など、学習意欲が低いと学校が判断した場合

（6）在籍確認

給付奨学生が専門学校に在籍していることを確認するため、定期的に在籍状況について報告を求めます。

定められた期限までに報告がないときは、奨学金の交付が止まります。

（7）交付の終了

次の事由により、奨学金の交付が終了します。

- ①満期： 予定していた期間の交付が完了したとき。
- ②辞退： 奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
- ③退学： 専門学校を退学したとき。
- ④廃止： 成績不振・学校処分等により給付奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤死亡： 給付奨学生本人が死亡したとき。

（8）給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合、交付済みの奨学金について返還を求める場合があります。

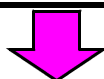
返還の方法は基本的に貸与奨学金の例にならうものとしませんが、返還の方法等を定めた書類を提出する必要があります。

5. 給付奨学金の申込み等の手順

(1) 申込みの流れ

(1) 事前相談・提出期限の確認

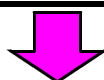
家計が急変した場合、その事由が発生したときからなるべく早い時期に、在學校へ事前相談を行ってください。この事前相談において、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。その後の申込手続きは、必要書類を在學校から指定された期限までに提出してください。



(2) 申込内容の確認

在學校から申請関係書類を受け取り、本募集要項を読み、奨学金の給付金額や申込資格等を確認してください。

・ 給付金額	3～4ページ掲載	・ 申込資格と基準	6～10ページ掲載
--------	----------	-----------	-----------

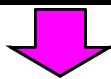


(3) 申込書類の用意

「給付奨学金確認書」「給付奨学金申請書」を作成します。「給付奨学金確認書」「給付奨学金申請書」の記載内容を確認のうえ、本人及び親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署・押印をしてください。

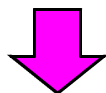
また、14ページ記載の必要な書類をととのえ、決められた期限までに専門学校に提出してください。

※本人が未成年で、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等により、親権者の自署・押印が得られない場合は、在學校に相談し、指示に従ってください。



(4) 申込書類の提出

申込書類を在籍する専門学校へ提出します。提出前に必要書類が不備なく整っているか確認してください。



(5) 申込手続き完了

(2) 必要書類の確認

下記の必要書類を提出してください。

必要書類	概要
【全員】 1. 「給付奨学金確認書」(原本)	財団の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類 ※平成31年度以前から財団の給付奨学金を受給している人が令和2年度に給付奨学生に採用されたときは、受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載があります。
【全員】 2. 「給付奨学金申請書(家計急変事由該当者用)」(原本)	家計急変事由発生時期等について記入し提出する書類
【全員】 3. 「住民票謄本」(原本)	本人及び父母が記載されている住民票謄本で、続柄、本籍地及び世帯主の記載あり、マイナンバーの記載なしのもの なお、住民票謄本に本人及び父母のうち、記載されていない者(進学による別居、単身赴任等)がいる場合、住民票謄本に記載されていない者の住民票(続柄、本籍地及び世帯主の記載)も併せて提出が必要 ※父母には養父母・岳父母を含みます。
【該当者のみ】 4. 本人の「戸籍抄本」(原本)	本人が未成年者の場合提出が必要
【全員】 5. 「本人名義の預金(通帳)口座の通帳コピー」	□座名義人(学生本人)、□座番号が確認できるページ ※ゆうちょ銀行の通帳は見開き2ページ目に掲載されていますので注意してください。
【全員】 6. 「市町村県民税所得証明書」(原本)	申込者(学生)本人と生計維持者の最新の「市町村県民税所得証明書」の提出が必要(9ページ参照) (家計急変事由が「生計維持者の死亡」の場合、当該生計維持者の分は提出不要)
【全員】 7. 「家計急変事由に関する証明書類」(7ページ参照)	①生計維持者の一方(又は両方)が死亡の場合： 戸籍謄本(抄本)又は住民票の除票(死亡日記載あるもの)(原本) ②生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上の就労が困難な場合： 医師による診断書及び病気休職中であることの証明書(原本) ③生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る)： 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証(コピー) ④生計維持者が震災等に被災し、上記の①～③に該当した場合、又は、被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を減少させる事由が発生した場合： 罹災証明書(コピー可)
【該当者のみ】 8. 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	申込者(学生)本人が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示すために提出 ・在留カード(コピー) ・特別永住者証明書(コピー) ・住民票の写し(原本) 等、在留資格・在留期間(※)が明記されているもの(いずれか1点) ※「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

必要書類	概要
【該当者のみ】 9. 「生活保護受給証明書」 （原本）	直近3か月以内に発行された生計維持者の氏名が記載されているものを提出 ※発効日の記載の無いものは認められません。 生活保護決定（変更）通知書等も3か月以内の保護費にかかるものであれば認めます。
【該当者のみ】 10. 「施設等在籍証明書」 （施設長発行） 「児童（里親）委託証明書」 （児童相談所発行） 「措置解除決定通知書」 （児童相談所発行） 等（コピー可）	18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類
【該当者のみ】 11. 「自宅外通学」の月額を選択する場合	自宅外通学であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）
【該当者のみ】 12. 「レポート」	医療や福祉及び芸能など、学科名が「観光学科」、「情報科」など直接、観光や情報通信の名称を用いている学科以外の分野を学ぶ学生の場合においては、卒業後、これらの資格・技術等を活かして、沖縄県の観光産業や情報通信産業の発展に貢献していきたいとする人生設計に関するレポートを提出

※コピーにて提出する場合は、A4用紙へコピーし提出すること

以下の書類は、条件に該当する方のみ提出が必要となります。

必要書類	概要
【進学（進級）前に家計急変が発生した方（生計維持者の死亡の場合を除く）】 13. 家計急変に該当する生計維持者の、[給与明細＋その他所得があればその証明書]（最大12か月分）	家計急変が発生した日の翌月分～進学（進級）の前月分まで（ただし、最大12か月分） （例） ●令和元年5月に家計急変が発生し、令和2年4月に進学（進級）した場合 ⇒令和元年6月～令和2年3月分の給与明細等 ●平成31年2月に家計急変が発生し、令和2年4月に進学（進級）した場合 ⇒平成31年4月～令和2年3月分の給与明細等 （最大12か月分のため）
【家計急変の事由が事故・病気等であって、休職期間中に給与が発生している方】 14. 休職期間中の給与の支払状況を証明する書類	給与明細、給与支払（見込）証明書など（原本）
【家計急変の事由が震災、火災風水害等であって、世帯収入を大きく減少させる事由が発生している方】 15. 家計急変後の給与の支払状況を証明する書類	直近3か月間の給与明細、給与支払証明書など（原本）

(3) 市町村県民税所得証明書を取得する際の注意点

① 役場に「市町村県民税所得証明書」という名称の証明書が見当たりません。

- ⇒ 「市町村県民税所得証明書」の名称は、市町村によって異なる場合があります。所得額、課税額及び扶養等の控除内訳の項目（全項目）が記載された証明書を取得してください。
(例)：「所得・課税証明書」、「課税所得証明書」等

② 何年度と書いてある証明書を取得すればよいのでしょうか。

- ⇒ 申請時点で最新の市町村県民税所得証明書を取得してください。
6月以降は「令和2年度（平成31年分）」又は「令和2年度（令和元年分）」の市町村県民税所得証明書を取得してください。

③ 市（町村）民税所得割額の欄が空白や「*」となっていますが、非課税ということですか。

- ⇒ 市町村民税所得割額が金額表示されていることを確認できる証明書を取得してください。
「所得割額」の欄が空白や「*」となっている証明書では認められません。
(注1) 課税のために必要な書類を提出していないことが考えられますので、お住まいの市町村の役場にお問い合わせの上、所定の手続きをとってください。

公益財団法人

沖縄県国際交流・人材育成財団

〒901-2221

沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号

<http://www.oihf.or.jp/>

奨学課 奨学係

電話：098-942-9213

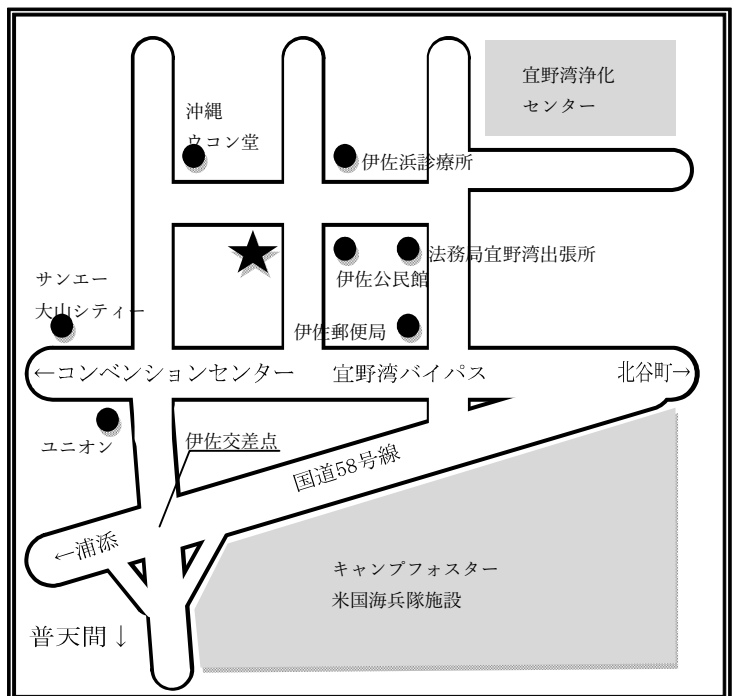
FAX：098-942-9220

窓口取扱時間

月～金曜日〔祝日及び12/29～1/3を除く〕

8:30～17:15

(昼時間 [12時～13時]を除く)



沖縄独自の給付型奨学金確認書（申込書）
（兼現行給付奨学金の辞退の承諾書）

公益財団法人
沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿

私は、令和2年度より公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）の新しい沖縄独自の給付型奨学金を申し込むにあたり、令和2年度専門学校家計急変用奨学金案内に記載の内容を確認し、貴財団の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、諸規程等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、諸規程等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴財団に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、新しい給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴財団の現行の給付奨学金の支給を受けているときは、現在受給している給付奨学金について、財団の規程に基づき辞退することに同意します。

令和 年 月 日

本人	出身の高等学校等名		学科名		卒業年度		
					平成 年 月 卒		
	フリガナ				生年月日	性別	
	氏名	Ⓜ			平成 年 月 日生	男・女	
	国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 日）					
	住 所				電話番号		
	〒（ - ）				自宅 携帯		
	在学する専門学校						
	学校名		学科名		年次	修学年限	通学区分
					年次	年	自宅・自宅外
※ 専修学校（高等課程・一般課程）や各種学校は申込み対象外となります。							
日本学生支援機構の給付奨学金受給有無（※令和2年4月以降の内容を記載する）							
有・無		国公立・私立		給付月額		円	

※通信教育課程の場合、年額を記入してください。

生計維持者	フリガナ	生年月日	昭和・平成	本人との続柄
	氏名		年 月 日生	
	住所	〒（ - ）		自宅 携帯
	電話番号			
フリガナ	生年月日	昭和・平成	本人との続柄	
氏名		年 月 日生		
住所	〒（ - ）		自宅 携帯	
電話番号				
本人と生計維持者の資産状況（右記いずれかへ○）				
本人と生計維持者（2人）の資産額の合計※が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）である。 ※資産とは、現金及び預金（定期・活期）の合計、投資用資産（株式・債券・預貯金、有価証券の売買損益を指し、土地等の不動産は含みません）。				はい いいえ
なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。				

本人が未成年者（20歳未満）の場合は必ず記入して下さい

親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人））が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。

親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

親権者又は未成年後見人	フリガナ	生年月日	昭和・平成	本人との続柄
	氏名		年 月 日生	
	住所	〒（ - ）		自宅 携帯
	電話番号			
フリガナ	生年月日	昭和・平成	本人との続柄	
氏名		年 月 日生		
住所	〒（ - ）		自宅 携帯	
電話番号				

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、財団の奨学金給付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、給付奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書（申込書）は無効となります。なお、給付奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要に応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※1)の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－(調整控除額＋税額調整額)★2(100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

JASSO給付奨学金受給有無・ 世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
JASSOの給付奨学金 を受けていない人	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
JASSOの給付奨学金 を受けている人	第Ⅰ区分	9,200円 (13,300円)	36,700円	8,300円 (12,500円)	35,800円	1,000円
	第Ⅱ区分	0円 (0円)	14,500円	0円 (0円)	10,600円	0円
	第Ⅲ区分	0円 (0円)	0円	0円 (0円)	0円	0円

(注1) 自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、財団が定める要件のいずれかを満たす必要があります。

(注2) 生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等(※)から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注3) 通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額(年額)が原則として年1回振り込まれます。

【支給中の適格認定】

在学する専門学校により、学業成績などの基準に関する判定(適格認定)が行われ、その判定結果が財団に報告されます。

① 学業成績が次のいずれかに該当する場合、「廃止」となり、奨学金の支給が打ち切られます。(懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。)

(1) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合

(2) 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。②に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下の場合

(3) 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低い状況であると学校が判断した場合。

(4) ②に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合

② 学業成績が次のいずれかに該当する場合、「警告」となります。

(1) 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合(①②に該当するものを除く)

(2) GPA(平均成績)等が学科等における下位4分の1の範囲に属する場合

(3) 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況であると学校が判断した場合

また、奨学金支給期間中、毎年度、財団があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後、採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。

その場合、給付奨学生確認書等は返却しません。学校又は財団が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令等、その他諸規程の定めによります。

給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）

公益財団法人
沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿

私は、家計を急変させる予測できない事由が生じたため、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、「財団」という。）の給付奨学金を申請します。

申請日（西暦）	年	月	日
---------	---	---	---

申込者本人（口欄は✓を記入）

所属する学校名			
氏名	カナ（姓）	カナ（名）	
	漢字（姓）	漢字（名）	
生年月日（和暦）	昭和・平成	年	月
	性別（任意）	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女

家計急変事由（口欄は✓を記入）

家計急変の事由が生じた生計維持者（原則父母、父母がいない場合場合は生計を維持する主たる人）	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他(あなたとの続柄) ()
事由（①～④欄の該当する事由に○を記入）	提出する証明書（いずれかの欄に○を記入）
① 生計維持者の一方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・ 戸籍謄本（抄本） ・ 住民票（死亡日記載）
② 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	医師による診断書 及び（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※1）
③ 生計維持者に一方（又は両方）が失職（「非自発的失業の場合に限る。」）（※2）	下記のいずれか ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証
④ 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ア 上記①～③のいずれかに該当し、①～③の証明書を提出することができない。 イ 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	震災証明書 及び 事情書
家計が急変した事由が発生した年月日（西暦）	年 月 日

※1 雇用されている者が病気により就労困難となった場合、①当該休暇（休職）期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（様式又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成及び押印を依頼してください。

※2 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、離職理由コードが以下に該当する場合をいいます。 1A（11）、1B（12）、2A（21）、2B（22）、2C（23）、3A（31）、3B（32）、3C（33）、3D（34）

